

## 『中部地区英語教育学会紀要』投稿規程

1. 『中部地区英語教育学会紀要』(以下、本紀要)は、英語教育およびその関連領域に関する、等しく学術的な価値を持つ「研究論文」と「実践報告・調査報告」を掲載する。
2. 本紀要に投稿できるのは、中部地区英語教育学会(以下、本学会)会員に限る。共同研究として投稿する場合も投稿者全員が本学会会員でなければならない。ただし、シンポジウムなどにおける非学会員の提案者に本学会から執筆を依頼する場合にはこの限りではない。投稿論文等は英語教育に関するもので、当該年度の本学会または全国英語教育学会の研究大会で発表された内容に基づくものとし、投稿数は1人1編に限られる。筆頭執筆者であろうと共同執筆者であろうと、複数編の投稿は認めない。ただし、課題別研究プロジェクトや問題別討論会、シンポジウムなど、本学会が認めた研究プロジェクトおよび本学会からの受託によるものに関してはこの限りではない。なお、本学会の会員の投稿については、原則として審査を受けるものとする。
3. 「研究論文」とは、英語教育およびその関連領域におけるこれまでの知見に加えるべき研究成果が、十分な論拠あるいは具体的なデータに基づいて述べられているものを指し、「理論研究」と「実証研究」がこれに含まれる。「理論研究」は既存の研究成果を援用し、理論の発展の通史的概観、複数の理論の比較、あるいは、ある論点に関する先行研究の検討を行うものを指す。「実証研究」は理論的考察から導かれる仮説・研究課題を実験・調査・実践により検証するものを指す。「研究論文」の審査は、「論文構成」「研究の意義」「課題設定」「内容の充実度」「英語教育との関連性」の観点を総合的に勘案して行う。「実践報告」とは、教育現場において執筆者自身が行った比較的長期的な英語教育に関する指導実践に基づき、実践内容を公開し共有すること、あるいは教材資料の集積を目的として執筆されたものを指す。「調査報告」は、史的資料、教育実態の現状分析、意識調査の結果など、英語教育にとって資料的価値が認められるものを指す。「実践報告・調査報告」の審査は、「論文構成」「実践・調査の意義」「課題設定」「内容の充実度」「英語教育との関連性」の観点を総合的に勘案して行う。
4. 執筆者は投稿論文が「理論研究・実証研究・実践報告・調査報告」のいずれかを申告し、次の分類基準によって領域を明記する。
  - I 本質、目的、意義、歴史など II 教科課程論 III 教授内容論 IV 教授方法論 V 教材・メディア論 VI 学力・評価論 VII 学習者論 VIII 教師論 IX 関連諸科学 X その他英語教育に関連するもの
5. 原稿は『『中部地区英語教育学会紀要』執筆要領』に従って、学会ホームページからダウンロードした指定のひな型ファイルを使用して作成する。
6. 投稿申し込みは、中部地区英語教育学会ホームページ (<https://www.celes.info/>)より 8月28日(日本時間)までにオンラインで行うこと。ホームページ上で示す紀要投稿申込書のフォームに従って、必要事項(氏名、投稿時の勤務先、発表題目、原稿題名、発表場所、大会何日目、第何会場、投稿の種別、ページ数、研究領域、住所、電話番号、Fax番号、E-mail等)を正確に記入すること。受信確認は自動送信で行われる。
7. 執筆者はファイルを2種類(原本ファイルと審査用ファイル)作成し、原稿執筆チェックリストに必要事項を記入したファイルとともに、投稿申込書(ホームページ上のフォーム)とは別に、8月28日(日本時間)までに当該年度の紀要編集事務局宛て(宛先は、中川右也(三重大学)宛 [celes.journal\[at\]gmail.com](mailto:celes.journal[at]gmail.com) ※[at]は@に置き換える)に送信する。原稿執筆チェックリストは学会ホームページのファイルをダウンロードすること。なお、原本ファイルおよび審査用ファイルは、それぞれ、Microsoft Word文書(docx形式)とPDFを作成し、合計4つのファイルを提出する。ファイル名は「執筆者名(原本)」、「執筆者名(審査用)」とする。送付するメールの件名は、「中部地区英語教育学会紀要投稿原稿」とする。送信後の原稿差し替えは認めないので、よくチェックして送信すること。また、受け取り確認は9月1日以降に一斉にメールで連絡する。

注)・審査用ファイルは、以下の情報を\*\*\* (ただし英文の場合は\*\*\*) にすること。

- ①執筆者名
- ②所属
- ③謝辞のすべての情報(各種研究助成情報も含む)
- ④本文中の執筆者自身の先行研究で、執筆者本人の特定が可能である場合、本文中の名前だけでなく、引用文献リストの該当文献のすべての情報を\*\*\*で置き換えること。例:「中部太郎(2014).「文法性判断と確信」『中部地区英語教育学会紀要』43号, 293-298を「\*\*\* (2014).\*\*\*」にする。
- ⑤その他執筆者が特定できる情報

8. 投稿原稿は、編集委員会の審議により、A(掲載可)、B(修正の上、再審査)、C(掲載不可)の3段階で判定される。Bと判定されたものは、決められた期日までに修正のうえ、原稿ファイル、再審査用ファイル(執筆者情報が\*\*\*で置き換えられたファイル)と審査コメントに対する回答(すべてのコメントに対して、それぞれの対応や修正について記載すること)をメールで紀要編集事務局長に送信する。メールの件名は、「中部地区英語教育学会紀要再審査用原稿」とする。ファイル名は、「執筆者名修正版(原本)」、「執筆者名修正版(再審査用)」とする。なお、掲載が決まった投稿原稿は、編集委員会により書式等の修正を行うことがある。
9. 紀要掲載費は無料とする。なお、ページ数は6ページまたは8ページとする。
10. 本紀要に掲載された論文等の著作権は、その副次的使用权を含め、全て本学会が所有する。本紀要に掲載された論文等を本学会に無断で複製あるいは転載することはできない。
11. 『中部地区英語教育学会紀要』執筆要領及び投稿規程に従っていないものは、審査の対象外とする場合があるため、本投稿規程、および執筆要領をよく確認し投稿すること。

例：・ファイルの形式が指定のひな型ファイルの通りではない。  
・論文の長さが規程に違反している。  
・審査用のファイルにおいて、執筆者の氏名や所属機関、その他執筆者を特定できる情報及び各種研究助成情報等の処理が不十分である。  
・原稿内にスペースを確保して、図、表などを埋め込んでいない。
12. 紀要編集事務局との諸連絡等のやり取りは、執筆者(複数で共同執筆の場合は第1著者)が責任をもって行うこと。
13. 本規程及び執筆要領の改廃には運営委員会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。